

財政報告書

～平成26年度下半期の財政状況～

平成27年6月

秋田県後期高齢者医療広域連合

目 次

- 1 本報告書について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

- 2 平成26年度下半期の財政状況について
 - (1) 広域連合一般会計歳入歳出予算の執行状況・・・・・・・・ P 1
 - (2) 広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の執行状況・・・・・・・・ P 2
 - (3) 住民の負担の状況（市町村負担について）・・・・・・・・ P 3～P 5
 - (4) 財産及び一時借入金の現在高・・・・・・・・ P 6

- 3 財政の動向及び財政方針について・・・・・・・・ P 6

1 本報告書について

この報告書は、「秋田県後期高齢者医療広域連合の財政報告書の作成及び公表に関する条例（平成19年条例第19号）」に基づき、秋田県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」といいます。）の、平成26年度下半期（平成26年10月1日～平成27年3月31日）の予算の執行状況や財産の状況について報告するものです。

なお、この報告書で説明する広域連合の財政状況は、平成27年3月31日現在の状況を記載するものであり、現金の未収及び未払の整理を行うための期間（「出納整理期間」といい、平成27年4月1日から同年5月31日までの期間となります。）の収入・支出は含んでいません。そのため今回記載している額は、決算額となるものではありません。

2 平成26年度下半期の財政状況について

（1）広域連合一般会計歳入歳出予算の執行状況（平成27年3月31日現在）

ア 歳入

（単位：千円）

区 分	予算現額 A	収入済額 B			収入率 (B/A)
		上半期	下半期	累 計	
分担金及び負担金	398,609	206,212	192,398	398,610	100.0%
財産収入	458	0	459	459	100.2%
繰越金	13,759	13,758	0	13,758	100.0%
諸収入（預金利子等）	1,429	480	456	936	65.5%
合 計	414,255	220,450	193,313	413,763	99.9%

イ 歳出

（単位：千円）

区 分	予算現額 A	支出済額 B			執行率 (B/A)
		上半期	下半期	累 計	
議会費	1,228	261	466	727	59.2%
総務費	167,859	12,818	14,871	27,689	16.5%
民生費	240,263	0	221,243	221,243	92.1%
予備費	4,905	0	0	0	0.0%
合 計	414,255	13,079	236,580	249,659	60.3%

(2) 広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の執行状況

(平成27年3月31日現在)

ア 歳入

(単位：千円)

区 分	予算現額 A	収入済額 B			収入率 (B/A)
		上半期	下半期	累 計	
市町村支出金	21,977,612	8,917,796	12,643,000	21,560,796	98.1%
国庫支出金	50,101,963	30,065,409	21,326,482	51,391,891	102.6%
県支出金	11,850,477	7,591,204	4,329,902	11,921,106	100.6%
支払基金交付金	56,388,422	24,973,136	27,919,383	52,892,519	93.8%
特別高額医療費共同事業交付金	15,728	0	17,892	17,892	113.8%
財産収入	1	0	0	0	0.0%
繰入金	1,379,669	0	1,356,438	1,356,438	98.3%
繰越金	6,544,306	6,544,305	0	6,544,305	100.0%
県財政安定化基金借入金	1	0	0	0	0.0%
諸収入	77,257	52,948	89,923	142,871	184.9%
合 計	148,335,436	78,144,798	67,683,020	145,827,818	98.3%

イ 歳出

(単位：千円)

区 分	予算現額 A	支出済額 B			執行率 (B/A)
		上半期	下半期	累 計	
総務費	1,251,515	1,065,181	110,723	1,175,904	94.0%
保険給付費	140,767,338	58,509,269	69,984,235	128,493,504	91.3%
県財政安定化基金拠出金	1	0	0	0	0.0%
特別高額医療費共同事業拠出金	20,633	0	20,544	20,544	99.6%
保健事業費	245,564	1,293	1,246	2,539	1.0%
公債費	2,290	0	0	0	0.0%
諸支出金	3,972,692	1,007,719	2,934,624	3,942,343	99.2%
予備費	2,075,403	0	0	0	0.0%
合 計	148,335,436	60,583,462	73,051,372	133,634,834	90.1%

(3) 住民の負担の状況

ア 保険料

後期高齢者医療制度の被保険者となる方は、75歳以上の方及び65歳～74歳の一定の障がいがある方で、平成27年3月31日現在における秋田県の被保険者数は187,704人です。

被保険者の方からは、広域連合が定めた保険料率によって算出された保険料を負担していただいておりますが、所得の低い方やこれまで保険料の負担がなかった社会保険等の被扶養者だった方については、保険料が軽減されます。

表：平成24年度及び25年度と平成26年度及び27年度の保険料率等について

(単位：円)

	H24・H25年度		H26・H27年度			H24・H25年度		H26・H27年度	
	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率		均等割額	所得割率	均等割額	所得割率
北海道	47,709	10.61%	51,472	10.52%	滋賀県	41,704	8.12%	44,886	8.73%
青森県	40,514	7.41%	40,514	7.41%	京都府	46,390	9.12%	47,480	9.17%
岩手県	35,800	6.62%	38,000	7.36%	大阪府	51,828	10.17%	52,607	10.41%
宮城県	40,920	8.30%	42,960	8.56%	兵庫県	46,003	9.14%	47,603	9.70%
秋田県	39,710	8.07%	39,710	8.07%	奈良県	44,200	8.10%	44,700	8.57%
山形県	39,500	7.52%	39,500	7.84%	和歌山県	43,271	8.28%	44,730	8.55%
福島県	40,000	7.76%	41,700	8.19%	鳥取県	40,773	7.71%	42,480	8.07%
茨城県	39,500	8.00%	39,500	8.00%	島根県	41,520	8.41%	43,440	8.53%
栃木県	42,000	8.54%	43,200	8.54%	岡山県	45,000	8.97%	46,300	9.15%
群馬県	42,700	8.48%	43,600	8.60%	広島県	43,735	8.35%	44,032	8.43%
埼玉県	41,860	8.25%	42,440	8.29%	山口県	47,474	9.45%	50,431	10.17%
千葉県	37,400	7.29%	38,700	7.43%	徳島県	48,900	9.51%	51,273	10.02%
東京都	40,100	8.19%	42,200	8.98%	香川県	47,200	8.81%	47,200	8.81%
神奈川県	41,099	8.01%	42,580	8.30%	愛媛県	44,194	8.72%	45,231	9.05%
新潟県	35,300	7.15%	35,300	7.15%	高知県	51,793	10.35%	51,793	10.35%
富山県	43,800	8.60%	43,800	8.60%	福岡県	55,045	10.88%	56,584	11.47%
石川県	47,520	9.33%	47,520	9.33%	佐賀県	49,500	9.60%	51,800	9.88%
福井県	43,700	7.90%	43,700	7.90%	長崎県	44,600	8.23%	46,800	8.80%
山梨県	39,670	7.86%	40,490	7.86%	熊本県	47,900	9.26%	47,900	9.26%
長野県	38,239	7.29%	40,347	8.10%	大分県	48,500	9.52%	48,500	9.52%
岐阜県	40,670	7.83%	41,840	7.99%	宮崎県	45,500	8.48%	48,400	9.08%
静岡県	37,900	7.39%	38,500	7.57%	鹿児島県	48,500	9.05%	51,500	9.32%
愛知県	43,510	8.55%	45,761	9.00%	沖縄県	48,440	8.80%	48,440	8.80%
三重県	39,120	7.55%	43,050	8.30%	全国平均	43,550	8.55%	44,980	8.88%

出典：厚生労働省「後期高齢者医療制度の平成26～27年度の保険料率」

保険料の徴収にかかる事務は市町村が行い、市町村は徴収した保険料を広域連合に負担金として支払います。平成27年3月31日現在で、市町村から広域連合に支払われた保険料負担金及び各市町村の被保険者数は、次の表のとおりです。

表：市町村ごとの保険料負担金の額及び被保険者数（平成27年3月31日現在）

市町村名	保険料負担金 (単位：円)	被保険者数 (単位：人)
秋田市	2,439,978,500	43,960
能代市	414,951,200	11,269
横手市	559,386,771	18,587
大館市	612,997,400	14,849
男鹿市	193,826,180	6,384
湯沢市	278,824,200	9,566
鹿角市	220,165,100	6,564
由利本荘市	476,865,500	14,700
潟上市	161,222,800	4,925
大仙市	512,968,788	16,488
北秋田市	266,804,245	7,992
にかほ市	174,118,307	4,710
仙北市	177,208,700	5,919
小坂町	51,638,600	1,364
上小阿仁村	23,649,590	750
藤里町	22,958,000	913
三種町	91,601,700	3,884
八峰町	48,666,400	1,764
五城目町	65,637,400	2,418
八郎潟町	38,974,750	1,222
井川町	23,943,700	982
大潟村	43,340,300	487
美郷町	101,557,100	4,131
羽後町	69,315,950	3,315
東成瀬村	8,199,550	561
合計	7,078,800,731	187,704

イ 共通経費

直接の住民負担ではありませんが、広域連合の事務経費を共通経費負担金として、各市町村が負担しています。共通経費に係る市町村負担金の割合は、広域連合規約に定められており、25市町村による均等割を10%、高齢者人口割を40%、市町村の総人口割を50%の割合で算出しています。

平成27年3月31日までに、市町村から広域連合に支払われた平成26年度分の共通経費負担金は、次のとおりです。

市町村名	負担金額 (単位：円)	高齢者人口 (単位：人)	総人口 (単位：人)
秋田市	97,446,374	42,779	320,681
能代市	22,003,261	11,159	58,527
横手市	35,671,451	18,564	97,994
大館市	28,664,173	14,641	78,191
男鹿市	12,994,679	6,508	31,379
湯沢市	19,245,975	9,720	50,398
鹿角市	13,510,121	6,530	34,177
由利本荘市	29,494,374	14,455	83,771
潟上市	12,040,768	4,753	34,296
大仙市	32,199,417	16,667	88,219
北秋田市	15,026,214	7,899	35,805
にかほ市	10,642,882	4,625	27,240
仙北市	12,157,600	5,927	29,409
小坂町	3,826,654	1,300	5,868
上小阿仁村	2,790,269	784	2,719
藤里町	3,109,157	928	3,807
三種町	8,450,528	3,901	18,818
八峰町	4,622,498	1,784	8,208
五城目町	5,620,398	2,391	10,576
八郎潟町	3,826,654	1,190	6,497
井川町	3,426,668	990	5,290
大潟村	2,551,103	430	3,244
美郷町	9,086,928	4,094	21,497
羽後町	7,612,071	3,385	16,819
東成瀬村	2,589,588	573	2,775
合計	398,609,805	185,977	1,076,205

高齢者人口：平成26年度負担金の基となる平成25年3月31日現在の人口（住民基本台帳年報及び外国人登録者数）

総人口：平成26年度負担金の基となる平成25年3月31日現在の人口（住民基本台帳年報及び外国人登録者数）

(4) 財産及び一時借入金の現在高

ア 財産

区 分	現在高 (平成27年3月31日現在)
公有財産	なし
物 品	なし
債 権	なし
基 金	238,385千円
後期高齢者医療制度臨時特例基金	238,385千円

イ 一時借入金

平成27年3月31日現在で、一時借入金の借入はありません。

ウ 地方債

平成27年3月31日現在で、地方債の借入はありません。

3 財政の動向及び財政方針について

秋田県後期高齢者医療広域連合は、平成20年4月にスタートした後期高齢者医療制度の運営主体として、広域連合を構成する25市町村と連携し、より円滑な組織運営に努めるとともに必要な事務事業と各種広報事業等を実施しております。

組織運営に係る一般会計の財源は、広域連合を構成する市町村からの負担金によるものであるため、市町村の厳しい財政事情に配慮し、事務事業に対するコスト意識の徹底を図りながら広域連合設立のスケールメリットを十分に生かし、最小の経費で最大の効果を得られるよう計画的かつ効率的な運営に努めます。また、制度の推進に係る特別会計の財源は、被保険者からの保険料と公費（国・県・市町村）等によるものであるため、負担の公平性を確保し適正な財政運営に努めます。